国税庁

国税のキャッシュレス納付の普及・促進について



国税庁ｅ－Ｔａｘキャラクターイータ君

《目次》

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

１．はじめに

○ キャッシュレス納付の推進

- 令和２年７月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、キャッシュレス決済比率を令和７年６月までに４割程度とするという政府目標が掲げられ、キャッシュレス手続の推進を図ることとされました。
- キャッシュレス納付を推進することは、納税者の利便性向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減など、納税者、金融機関、地方税や国税当局などの官公庁のいずれにもメリットがある取組みとなります。
- 国税庁では、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）を踏まえ、財務省において令和３年10月18日に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定した上で、令和８年度までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて取り組んでいます。
- 国税のキャッシュレス納付を推進するためには、利用割合が低い一方で、法人税や消費税などの利用にも影響があり、特に納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の割合を上げることが重要であるため、令和８年度までに利用割合を３６%とする目標を設定し、金融機関や税理士、関係民間団体や地方公共団体などの関係者の方々と認識を共有し、協力しながら取組を進めています。
- 具体的には、ｅ－Ｔａｘホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用し、納税者自身にキャッシュレス納付の利便性を体験してもらったり、関係者の方々に研修資材として利用してもらうなど、体験型の利用勧奨に取り組んでいくこととしています。
- しかしながら、まだまだ、金融機関をはじめとする窓口での現金納付が全体の約半数を占めており、納付のデジタル化が進んでいるとは言えない状況です。
- このため、国税庁では関係者の方々と協力し、キャッシュレス納付の推進のため、様々な取組みを進めています。

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

2．キャッシュレス納付の現状と課題

○「キャッシュレス納付」とは

単なる「非現金」ではなく事業者（納税者）のＤＸ・社会全体のデジタル化に沿った納付方法です。

- 金融機関や税務署へ行かず、非対面で自宅やオフィス等から納付できる（コンタクトレス）
- 納付書を使用せず、非書面で領収証書の管理が不要となる（ペーパーレス）
- 現金を使用せず、非現金で納付できる（キャッシュレス）

○国税のキャッシュレス納付

	概　要	個人の方	法人の方
ダイレクト納付	ｅ－Ｔａｘを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法		
インターネットバンキング等による納税	インターネットバンキング口座やＡＴＭから納付する方法		
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法		
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法		
スマホアプリ納付	ｅ－Ｔａｘを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマートフォン用決済アプリを使用して納付する方法		

2．キャッシュレス納付の現状と課題

○ キャッシュレス納付推進の意義

- 事業者の方にとっては、納税を含めた経理・会計業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、銀行窓口での手続き等のコスト縮減、また業務の効率化や生産性の向上が見込まれます。
- 金融機関や官公庁にとっては、窓口事務の合理化や生産性の向上に資するものであり、加えて、金融機関にとっては店舗統廃合や新たな営業機会の創出、官公庁にとっては納付書の刷成費用や郵送費用の削減なども見込まれます。

○ キャッシュレス納付利用のメリット

※ 源泉所得税の納付の場合

従来（金融機関等窓口での納付）



○ 書面の納付書（徴収高計算書と納付書の一体化様式）
※ 源泉所得税は、対面により徴収高計算書の提出（金融機関を経由して税務署へ連絡）と納付手続を同時に行う必要。

○ 金融機関窓口での納付

キャッシュレス納付（e-Tax等を活用した納付）



○ オンラインで徴収高計算書の作成

○ インターネットバンキングなど、オンラインによる電子納付

事業者



- 給与計算後に書面の徴収高計算書の作成（**作成負担**）
- 人事・経理の部門間で書面の徴収高計算書を**やり取り**
- 金融機関に出向いて納付（**来店負担**）
- 現金の取扱業務（**現金紛失のリスク**）

- 給与計算の一環で徴収高計算書の作成ができ、簡単な操作で自宅やオフィスから納税までの手続きが可能となり、金融機関への来店等が不要となることで、
 ① 時間や経費の削減による経理業務の効率化
 ② データ管理による経理の透明性を確保
 ③ システムによる一貫処理により正確性の向上
 ④ 現金取扱リスクの軽減

金融機関・官公庁



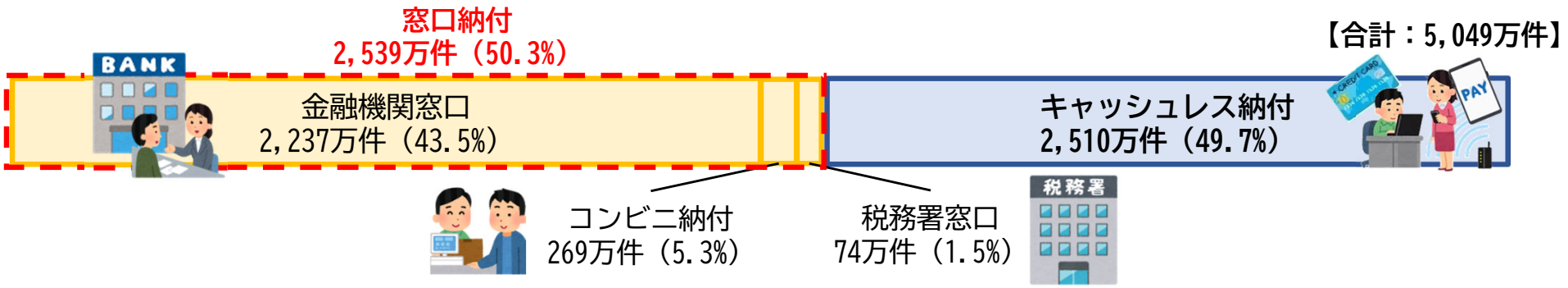
- 窓口における対面での対応（**応対者の確保**）
- 徴収高計算書の記載内容の確認（**受入負担**）
- 徴収高計算書（控）の保管（**書類の保管コスト**）
- 現金の取扱業務（**現金紛失のリスク**）

- オンラインによる電子納税の利用により、来店者等の減少が見込まれるため、
 ① 窓口の混雑緩和・窓口事務の削減
 ② ペーパーレスによる事務コストの削減
 ③ 現金取扱リスクの軽減

コスト削減
業務の効率化
生産性の向上

2．キャッシュレス納付の現状と課題

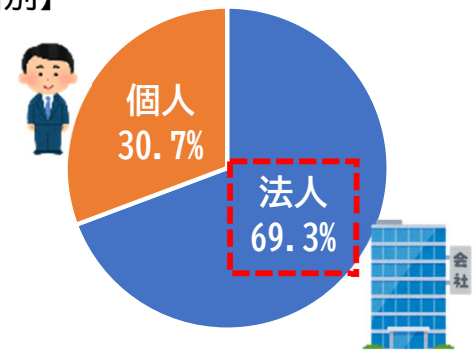
○ 国税の納付件数（手段別内訳：令和７年度）



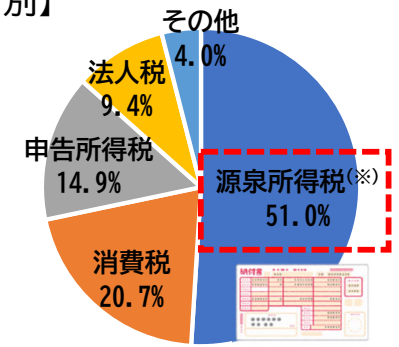
■ 件数ベースで全体の半数以上（50.3%）が金融機関や税務署等での窓口納付、キャッシュレス納付は49.7%

○ 窓口納付に係る割合・税目別割合

【人格別】



【税目別】

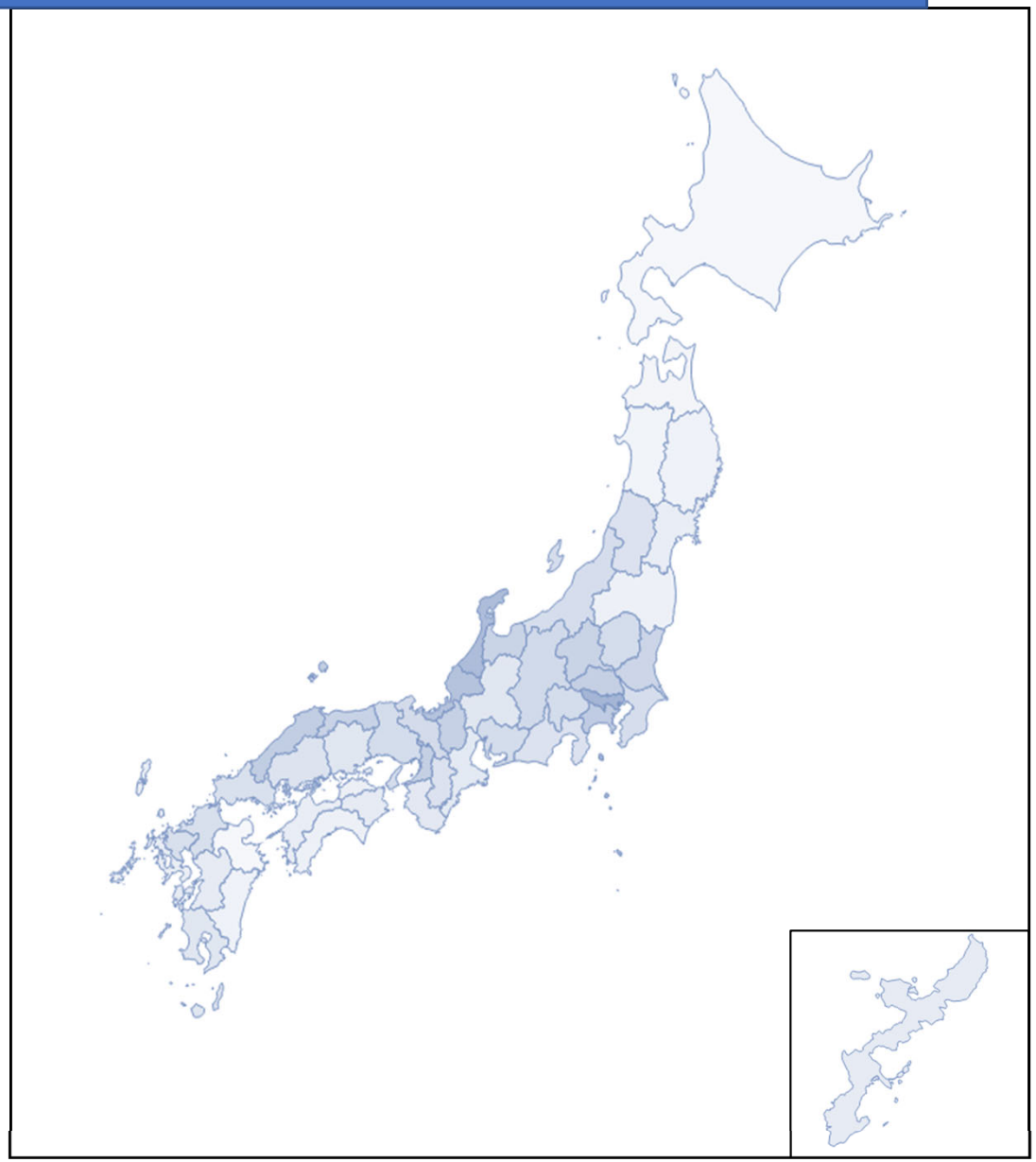


（※）源泉所得税には自主納付分と告知分を含む。

■ 窓口納付のうち、人格別の納付割合については、法人の占める割合が約７割（69.3%）
■ 税目別の納付割合については、源泉所得税の占める割合が約５割（51.0%）

2．キャッシュレス納付の現状と課題

○ 都道府県別割合（令和７年度）



低　　高

都道府県	割　合		都道府県	割　合	
北海道	30.7%	(**+4.0%**)	滋賀県	41.6%	(+3.6%)
青森県	31.2%	(+3.0%)	京都府	38.9%	(+3.6%)
岩手県	32.0%	(+2.5%)	大阪府	42.2%	(**+5.0%**)
宮城県	33.7%	(+3.0%)	兵庫県	38.5%	(+3.4%)
秋田県	31.5%	(+3.1%)	奈良県	36.6%	(+2.8%)
山形県	36.7%	(+2.0%)	和歌山県	34.8%	(+2.3%)
福島県	32.2%	(+2.0%)	鳥取県	41.2%	(+2.7%)
茨城県	40.3%	(+1.5%)	島根県	43.2%	(+1.5%)
栃木県	38.3%	(+2.6%)	岡山県	35.2%	(+2.3%)
群馬県	40.9%	(+1.5%)	広島県	36.3%	(+1.9%)
埼玉県	42.3%	(+2.7%)	山口県	37.3%	(+2.0%)
新潟県	38.1%	(+3.9%)	徳島県	34.0%	(+1.6%)
長野県	39.4%	(+2.9%)	香川県	32.6%	(+1.3%)
千葉県	38.1%	(+2.6%)	愛媛県	33.6%	(+1.3%)
東京都	50.6%	(**+4.9%**)	高知県	32.2%	(+1.6%)
神奈川県	43.6%	(+3.5%)	福岡県	37.3%	(+3.3%)
山梨県	38.3%	(+2.5%)	佐賀県	37.4%	(+2.5%)
富山県	41.0%	(+3.1%)	長崎県	33.3%	(+1.5%)
石川県	48.1%	(+3.4%)	熊本県	34.1%	(+3.1%)
福井県	46.7%	(**+5.8%**)	大分県	30.4%	(+2.5%)
岐阜県	35.3%	(+1.8%)	宮崎県	31.8%	(+2.9%)
静岡県	36.5%	(+2.0%)	鹿児島県	35.5%	(+2.7%)
愛知県	38.2%	(+2.5%)	沖縄県	34.0%	(+1.9%)
三重県	34.6%	(+1.7%)	総　計	40.6%	(+3.4%)

（注）１　都道府県別のキャッシュレス納付割合は、国税庁で把握する件数（他省庁等取扱件数を除く）を基に算出

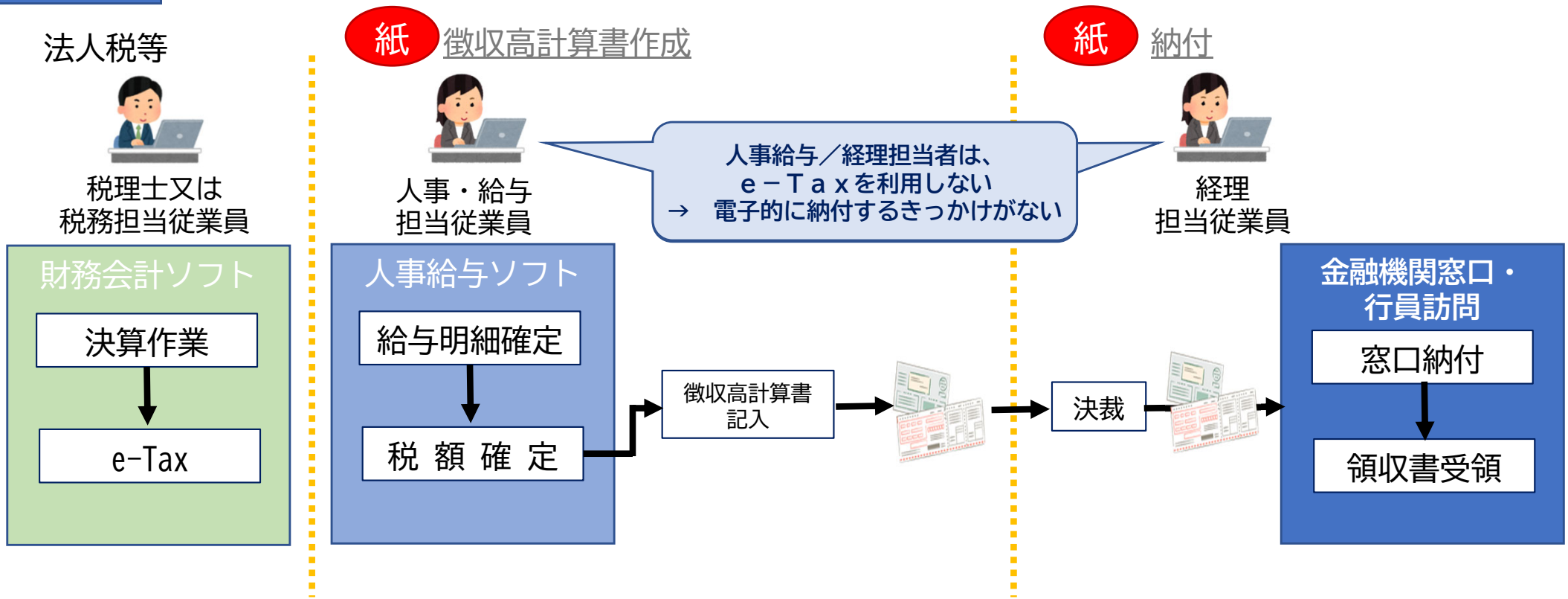
２　括弧内は令和６年度のキャッシュレス納付割合からの上昇ポイント

2．キャッシュレス納付の現状と課題

○ 源泉所得税の納付方法（想定）

- 法人税等については、税理士等がe-Taxによる電子申告後、その方々が円滑にキャッシュレス納付を行っていると想定されます。
- 一方、源泉所得税については、徴収高計算書1つの書類につき、計算書の作成・提出（「申告」）と源泉所得税の納付（「納付」）の手続きの両面の特性があり、人事給与担当者が作成し、経理担当者が納付を実施するという実態が想定されます。

イメージ



2．キャッシュレス納付の現状と課題

○ 源泉所得税における課題

- 事業者が使用する給与ソフトサービスでは、給与計算から徴収高計算書の集計まで行える一方、徴収高計算書のｅ－Ｔａｘの送信機能に対応していないものがあります。
- 納期が毎月同日である住民税（特別徴収分）や給与支払手続にあわせて、「ついでに」金融機関窓口で納付する傾向があるようです（納税者の中には現状を特に不便と思っていない方がいます。）。
- 徴収高計算書は、「申告」と「納付」の両面の特徴があり、担当者が異なっている場合が多いです。

○ 求められる対応

- 地方税（ｅＬＴＡＸ）とあわせた検討
- 納税者自身の行動変容を促すような関係者による連携した取組み
- ｅ－Ｔａｘでの「申告」と「納付」の手続を一本化
- 給与ソフトサービスのｅ－Ｔａｘ送信機能への対応（利用者からの需要）

- キャッシュレス納付推進協議会の設置による税への総合的な検討
- 関係者の意識改革と連携先の拡大
- 「自動ダイレクト」の導入
- 源泉所得税の「キャッシュレス納付体験コーナー」の導入

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

3．国税庁の取組み

○ キャッシュレス納付推進協議会

《設置目的》

■ キャッシュレス納付の推進に向けた課題や施策については、これまでも国、地方自治体、金融機関等で協議・検討を行ってきましたが、キャッシュレス納付の更なる推進のため、これまで以上に各団体が連携・協調を図っていくことが重要であることから、国、地方公共団体、金融機関等が連携して組織横断的な取組を進めるべく、キャッシュレス納付に関する課題や事業者ニーズを把握・共有し、対応方法を多角的かつ中長期的な視点で協議するとともに、具体的な施策の企画立案を行うことを目的として、「キャッシュレス納付推進協議会」を設置しました。

《活動目的》

■ キャッシュレス納付推進協議会は、設置目的を達成するために、主に次に掲げる内容を協議しています。

- キャッシュレス納付推進のための施策及び効果的な周知・広報に関する企画・立案
- キャッシュレス納付を推進するに当たり解決すべき課題・問題点の共有
- 課題・問題に関する具体的な対応策及びその実施方法の検討
- その他、キャッシュレス納付に関して意見交換すべき事項

《構成員》

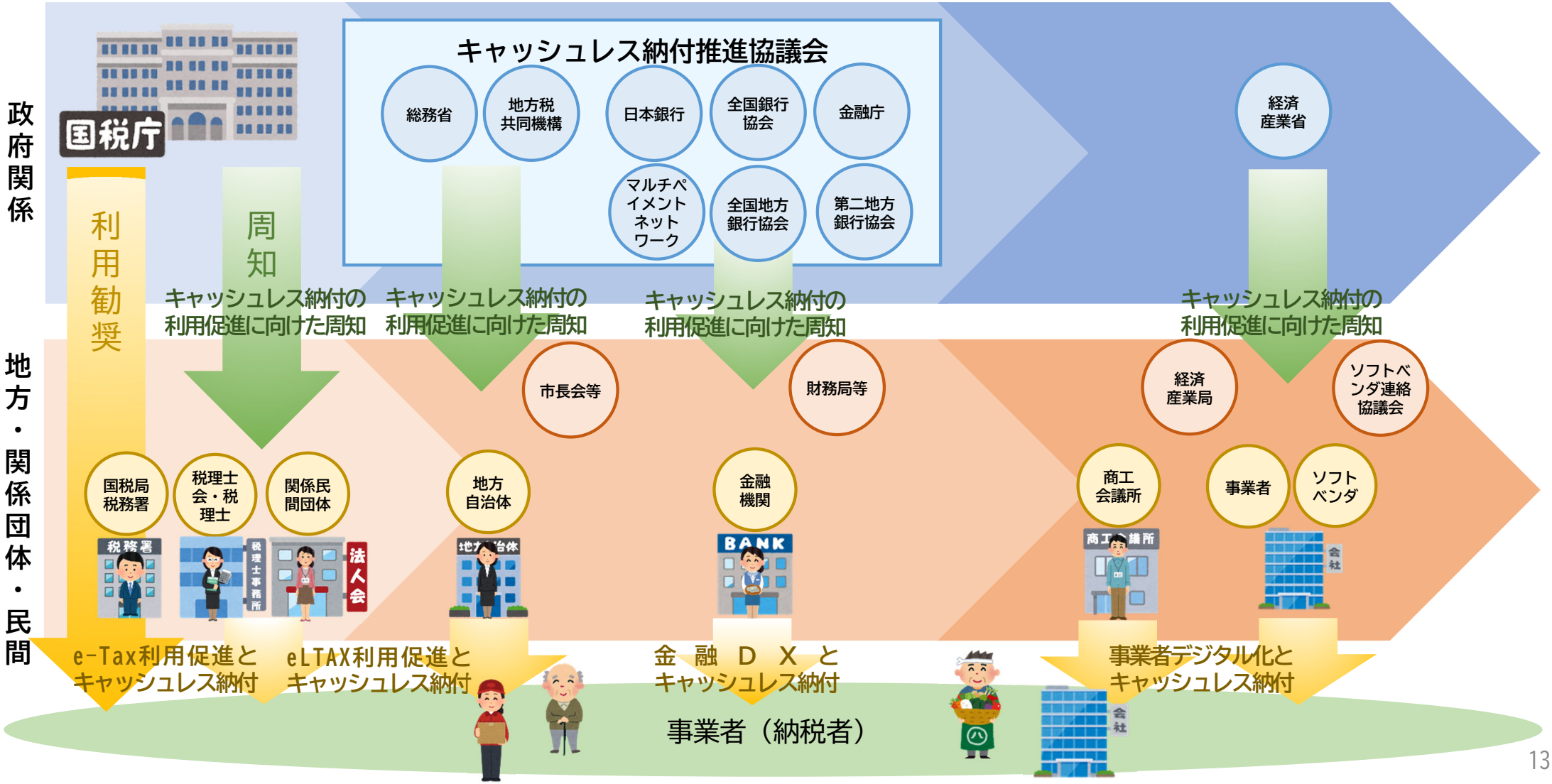
■ 協議会の構成員は以下のとおりです。

- 国税庁
- 総務省
- 地方税共同機構
- 金融庁
- 日本銀行
- 全国銀行協会
- 全国地方銀行協会
- 第二地方銀行協会
- マルチペイメントネットワーク推進協議会

3．国税庁の取組み

○ 関係者における連携先の拡大

- 税務手続や納付手続のデジタル化等の一環として、「キャッシュレス納付」の普及に努めてきたが、更なる利用拡大には、事業者（納税者）に対して公費支払全体・業務全体のデジタル化に行動変容を促す必要があり、国税だけでは効果は限定的です。
- デジタル化に向けた取組は政府方針であり各省庁は積極的に取り組んでいるところ、政府関係から地方・関係団体・民間などに周知するアプローチに国税も付随して、関係者間で連携して取り組んでいくことが効果的（連携先の拡大）です。



3．国税庁の取組み

○ 官民共同によるキャッシュレス納付のＰＲ活動

- 国税庁においては、Ｘ（旧Twitter）とLINEで配信しました。
- 構成員と相互にポスト・リポストすることで、Ｘの閲覧履歴等が増加し、一定の効果がありました。

【国税庁ホームページ】

新着情報

トピックス | 税の情報・手続・用紙 | 刊行物等 | 法令等 | お知らせ | 国税庁等について

令和8年1月19日　【酒類事業者向け】「酒類業振興支援事業費補助金」の募集の開始
令和8年1月16日　官民共同でキャッシュレス納付をＰＲ（PDF/290KB）
令和　年1月5日　税務相談チャットボットで所得税（令和７年分）の相談を開始しました
令和　年1月5日
令和　年12月16日

表示件数

一覧へ

2026年1月16日

キャッシュレス納付推進協議会におけるＳＮＳを活用した共同ＰＲの実施について
～官民の関係者が初の共同ＰＲを展開～

国税庁は、キャッシュレス納付推進協議会の構成員である総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、ＳＮＳを活用したキャッシュレス納付推進の共同ＰＲを開始いたしました。
第一弾は、源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。
第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

――キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取り組み方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的に、上記の官民の関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取組みです。
官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをＰＲするのは全国規模で初めての取り組みであり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを目的としています。

＜国税庁ソーシャルメディア＞
・X（旧Twitter）　公式アカウント　@NTA_Japan（外部サイト：X）（別ウィンドウ）
・LINE　公式アカウント　国税庁LINE公式アカウント（外部サイト：LINE）（別ウィンドウ）
・YouTube　公式アカウント　ntachannel（外部サイト：YouTube）（別ウィンドウ）

国税庁は、今後も関係省庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

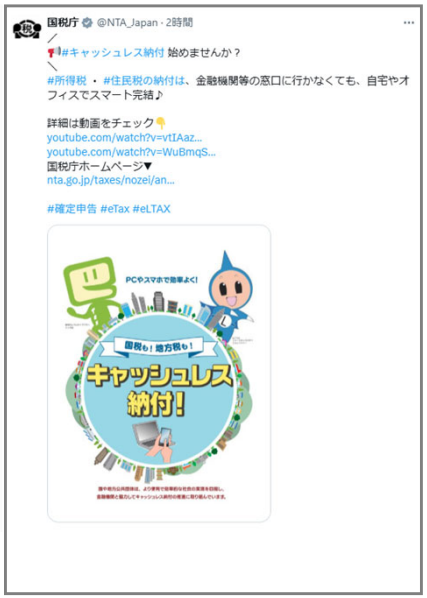
【国税庁の取組み】

1　配信日時
令和８年１月16日(金）午前10時
令和８年５月８日(金）午前10時

2　配信媒体
Ｘ（旧Twitter）、LINE

3　投稿内容

≪令和８年１月16日配信≫



≪令和８年５月８日配信≫



3．国税庁の取組み

「推進デー」はこちら

○ 令和７年４月以降、一部の税務署において、窓口の現金領収事務を減らす取組を試行的に実施しており、その日を「キャッシュレス推進デー」と定めています。

○ 納税者をキャッシュレス納付に誘導し易い環境を作ることで、キャッシュレス納付の増加を目指しています。

○ キャッシュレス推進デーの設定日や取組は、試行する税務署に応じて異なります。

概　要

キャッシュレス推進デーってどんな日なの？

例えば、特定の曜日（例：月・水・木）、10日（源泉納付日）や月末、確定申告期間などの特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、この日については、通常日以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れて、キャッシュレス納付を知ってもらったり、利用していただく日です。

キャッシュレス推進デーには何をするの？

例えば、キャッシュレス納付を行うためのマニュアルを交付し、ご自分でキャッシュレス納付を行ってもらったり、お持ちのスマートフォンなどを利用してキャッシュレス納付を行う際に職員がお手伝いすることで、実際にキャッシュレス納付を体験していただきます。また、キャッシュレス納付を行えない方も、キャッシュレス納付を行うための事前の手続をしてもらったり、税務署のパソコンを利用して、ダイレクト納付の疑似体験等を行ってもらいます。

キャッシュレス推進デーは税務署での領収を行わないの？

キャッシュレス推進デーは、納税者の理解が前提となる協力依頼ベースの取組であるため、キャッシュレス納付が行えない納税者や現金領収の要望がある納税者に対しては、これまでどおり税務署窓口における現金領収を実施します。

3．国税庁の取組み

○ 国税庁ホームページの改善①（納税に関する総合案内サイト）

ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 納税・納税証明書手続 ＞ 納税に関する総合案内





3．国税庁の取組み

○ 国税庁ホームページの改善②（Ｗｅｂ－ＴＡＸ－ＴＶ）

ホーム ＞ 刊行物等 ＞インターネット番組(Web-TAX-TV) ＞ インターネット利用サービス





3．国税庁の取組み

○ 国税庁ホームページの改善③（国税庁の取組サイト）

ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 納税・納税証明書手続 ＞ 国税庁の取組について





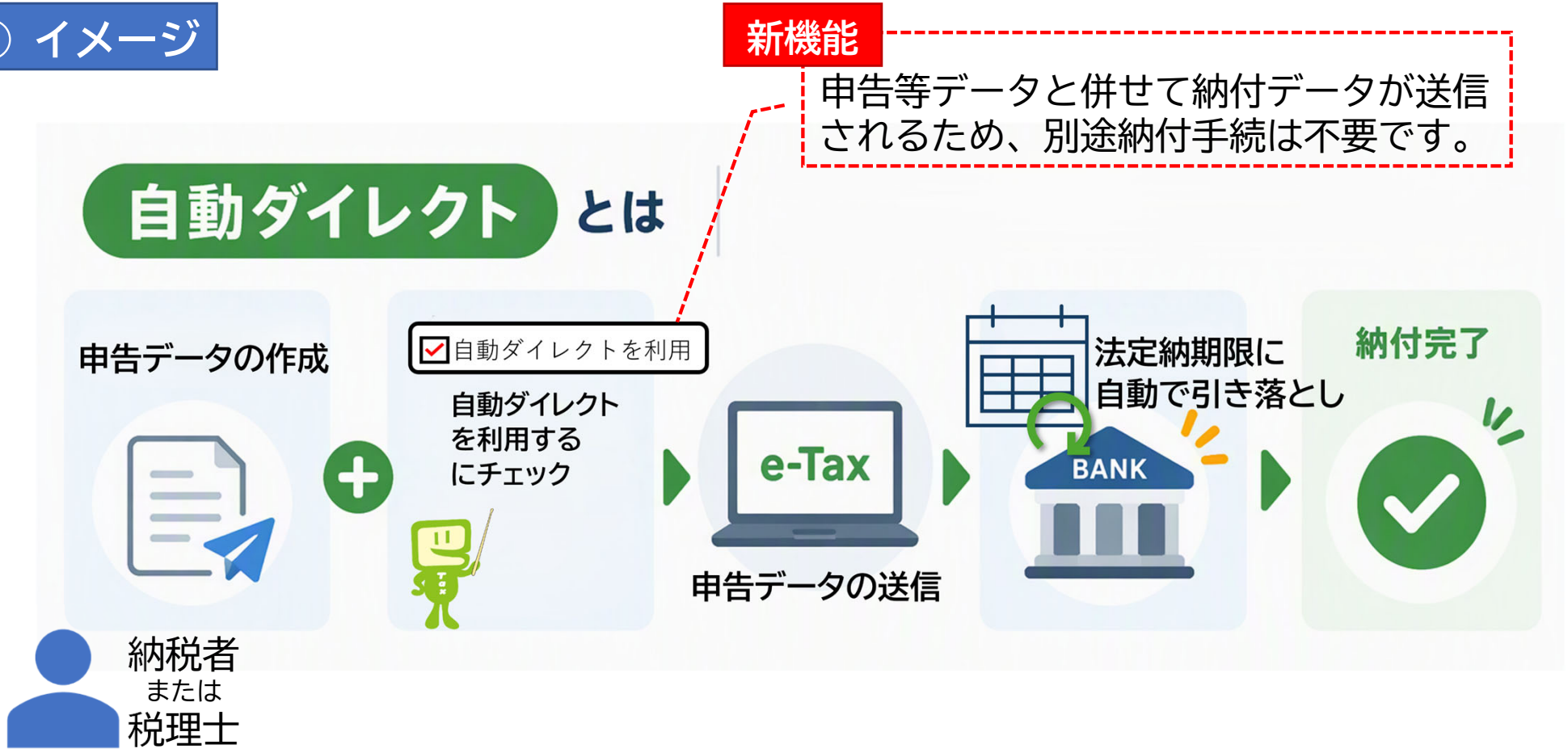
- ■ これまで各々に掲載していた国税のキャッシュレス納付にかかる各種取組を一つのページに集約しました。
- ■ 各国税局（事務所）における取組等のサイトページへ案内やキャッシュレス推進協議会の構成員のサイトも案内しています。

3．国税庁の取組み

○ 自動ダイレクト

- 自動ダイレクトとは、「ダイレクト納付」の登録があることを前提に、e-Taxで申告等データ（期限内申告に限る。）を送信する際に、「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限に自動で口座引落しができる機能です。
- 自動ダイレクトが法定納期限に利用された場合は、その翌取引日に口座引落しが行われ、その納付は期限内納付されたものとして取り扱われます。

① イメージ



3．国税庁の取組み

② 自動ダイレクトの詳細

《利用税目》

■ 全ての税目（従来のダイレクト納付で利用できる税目と同じです。）

《利用可能額》

■ 法定納期限の前日までに納付手続を行う場合

・ 利用する金融機関の金額による（従来のダイレクト納付の利用可能額と同じ）

■ 法定納期限の当日に納付手続を行う場合

・ 利用する金融機関の金額又は下表の金額のうち、いずれか低い金額

（注）申告による納付税額が下表の上限を超える場合は、自動ダイレクトを利用できません。

申告等データの送信日	金額
令和８年４月１日～ 令和10年３月31日	3,000万円以下
令和10年４月１日以降	１億円以下

《利用可能金融機関》

■ ダイレクト納付の利用が可能な金融機関

《対象者》

■ ダイレクト納付の口座登録が完了している方

（注）ダイレクト納付の口座登録の完了とは、ダイレクト納付利用届出書の提出ではなく、預貯金口座の登録が完了している状態（「ダイレクト納付登録完了通知」を受信している状態）をいいます。

《対象手続》

■ 法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの（輸入品に係る申告消費税等を除く。）

■ 法定納期限までに、申告手続と同時に納付手続が行われたもの

■ 申告による納付税額が利用可能額を超えないもの

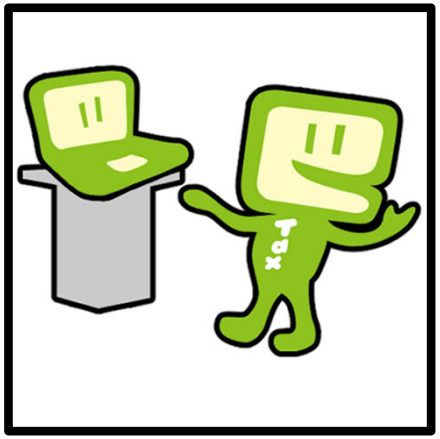
3．国税庁の取組み

○ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

「納付体験コーナー」はこちら
▼

○　e-Taxソフト(WEB 版)と同様の画面操作を用いて、
・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用及び納期特例用）及び
・報酬・料金等の所得税徴収高計算書
について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができるツールです。

次のような場面で活用されています



利用勧奨

- 納税者へのe-Taxによるキャッシュレス納付の利用勧奨に活用できます。
- e-Taxの利便性や操作性を、デモ操作により利用勧奨することで、実利用につながりやすくなります。



職員研修

- e-Taxの利用勧奨に従事する方の研修資料に活用できます。
- e-Taxの手続きを行う際の画面遷移や入力箇所を、具体的に何度でも体験･理解することができます。



補助マニュアル

- 実際にe-Taxを操作する際の補助マニュアルに活用できます。
- デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行うことができます。

源泉所得税のキャッシュレス納付をぜひ体験してください！

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

（実践編１）ダイレクト納付を登録してみよう！

○ ダイレクト納付の概要

ステップ１

届出書提出

ダイレクト納付の利用届出書を提出

- e-Taxの初回利用時のみ利用者識別番号の取得が必要
- 税理士が関与している場合は、税理士に利用者識別番号の取得の有無を確認
- 提出してからダイレクト納付が利用可能となるまで1月程度の期間が必要

ステップ２

申告等データ送信

e-Taxを利用していずれかを実施

- ☐ 電子申告
- ☐ 源泉所得税徴収高計算書の送信
- ☐ 納付情報登録依頼の送信

- 申告等データ送信後、メッセージボックスに受信通知が格納される

ステップ３

ダイレクト納付

メッセージボックスに格納される受信通知からダイレクト納付を実行

- 即時納付または期日を指定し納付（期限内納付の場合に限る）することが可能



（実践編１）ダイレクト納付を登録してみよう！

○ 届出書の書面提出

■ ダイレクト納付をご利用される日のおおむね１か月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、納税地を所轄する税務署へ、書面で提出してください（利用可能となるまで、１か月程度かかります。）。

記載要領　赤字部分をご記入ください。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書　兼　国税ダイレクト方式電子納税届出書」(法人納税者用)

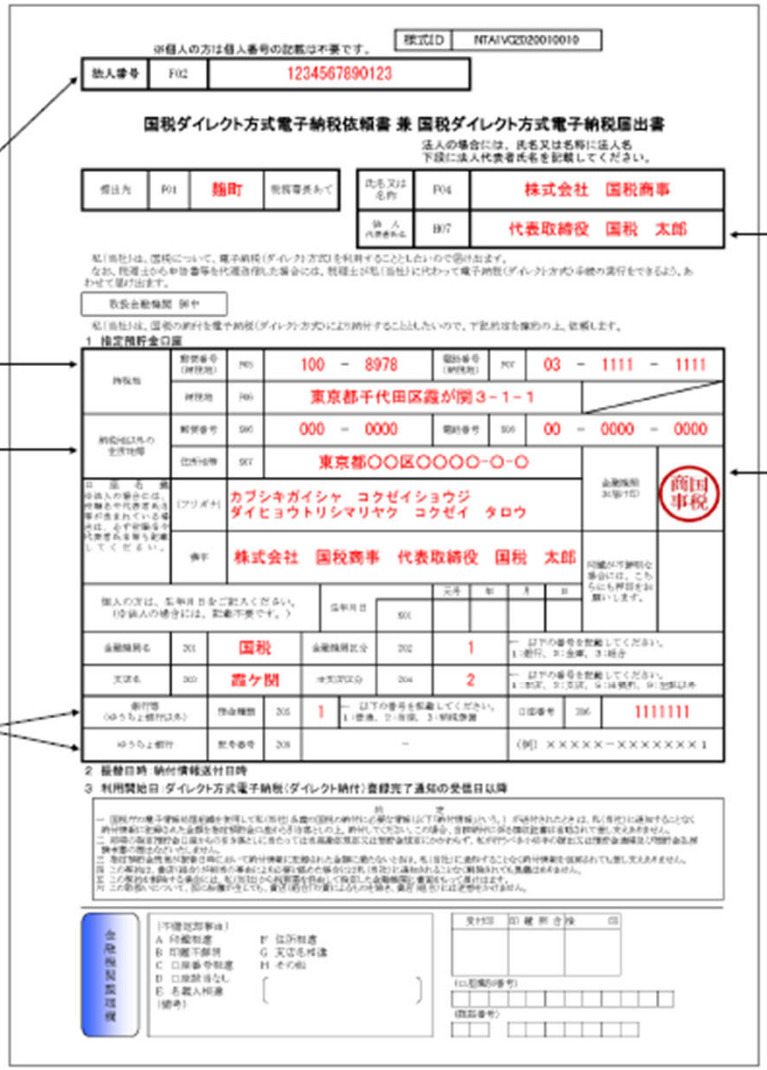
ダイレクト納付を新規に利用される方または届出内容を変更される方は、必要事項を記載し、納税地を所轄する税務署へ提出してください。

法人番号を記載してください。

申告書等に記載した納税地を記載してください。

「納税地」と預貯金口座の届出住所地等が異なる場合には、預貯金口座の届出住所地等を必ず記載してください。

銀行等(ゆうちょ銀行以外)かゆうちょ銀行、いずれかの欄を記載してください。



役職・代表者氏名を記載してください。

必ず、預貯金口座の届出印を押印してください。
印鑑が不鮮明な場合は、下欄に押印し直してください。

≪利用に当たっての注意事項≫

- ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始手続が必要です。
 法人ログイン画面(こちら)「初めての方はアカウント作成」から
- 利用可能金融機関については、事前に国税庁ホームページをご確認ください。
 こちら
- 「ダイレクト納付利用届書」を提出しただけでは、納付は完了していません。
 後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付預貯金口座登録完了通知」が格納されますので※、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。
 ※１ヶ月程度かかります。

「ダイレクト納付」について詳しくははこちら

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

３．国税庁の取組み

（実践編１）ダイレクト納付の登録をしてみよう！

（実践編２）ダイレクト納付を体験してみよう！

（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

○ ケーススタディ

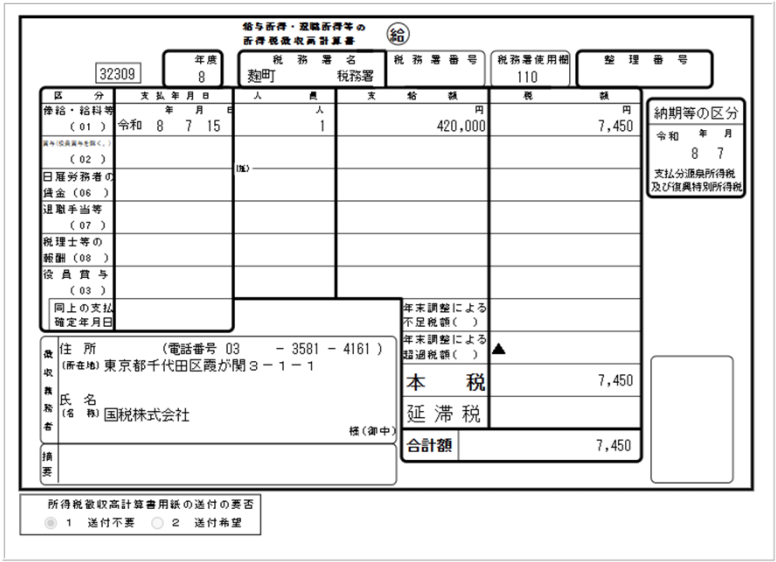
以下の内容の徴収高計算書を作成して、自動ダイレクトで納付してみましょう！

- **納税者**
 - 氏名（名称）　：国税株式会社
 - 住所　：東京都千代田区霞が関３－１－１
 - 利用者識別番号：1234123412341234
 - パスワード　：12345678
- **所轄税務署**
 - 都道府県　：東京都
 - 税務署名　：麹町
- **所得税徴収高計算書**
 - 納期等の区分　：令和８年７月
 - 作成区分　：俸給・給料等
 - 会計年度　：令和８年度
 - 支払年月日　：令和８年７月15日
 - 人員　：１人
 - 支給額　：420,000円
 - 税額　：7,450円

 （参考）税額の計算内容

 給与等の支給額（月額）　：420,000円
 給与等から控除する社会保険料等：63,087円
 扶養親族等の数　：２人
- **納税**
 - 自動ダイレクトの利用：有（チェック）

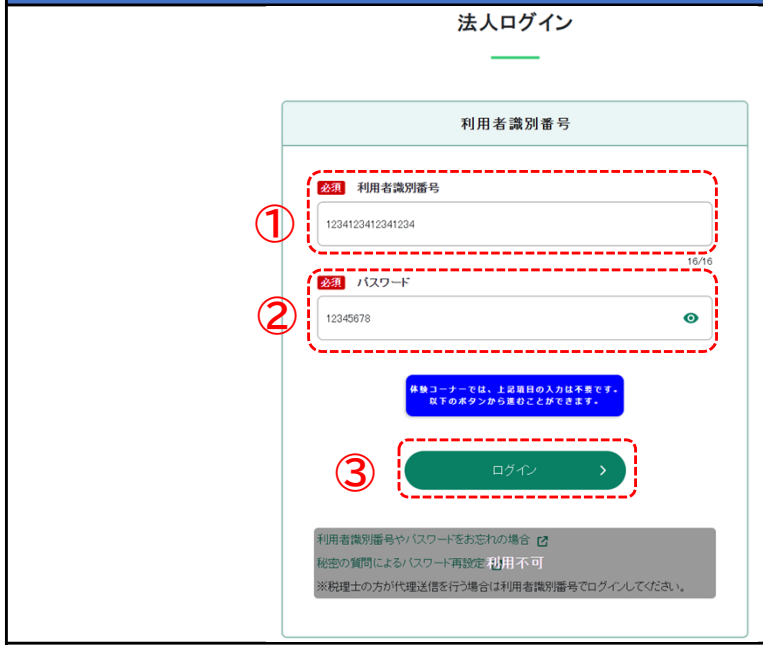
《徴収高計算書作成（イメージ）》



○ 自動ダイレクトとは

- ｅ－Ｔａｘの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能**
- 自動ダイレクトを利用すると、**口座引落日は各申告手続の法定納期限**となる
- 法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされる

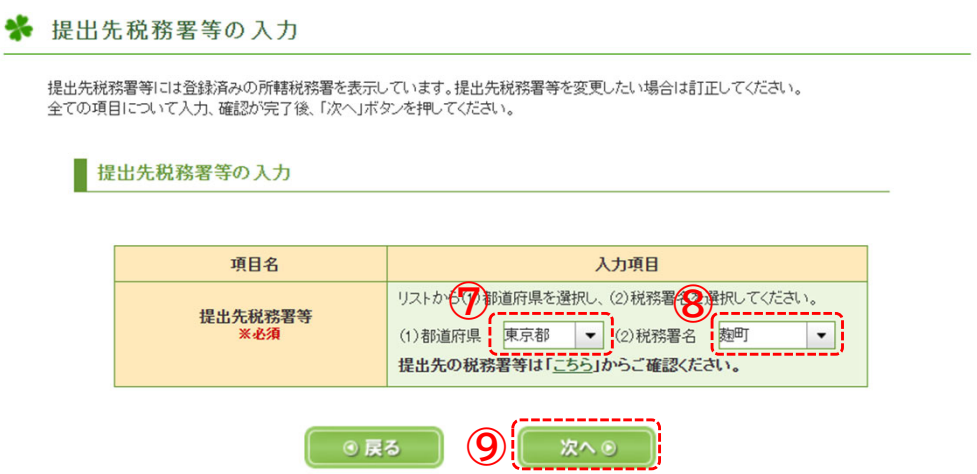
（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	①　利用者識別号「1234123412341234」（16桁）を入力する ②　パスワード「12345678」を入力する。 ③　「ログイン」ボタンをクリックをクリックする。
	④　「申請・納付手続を行う」をクリックする。

（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	⑤　（新規作成の）「操作に進む」ボタンをクリックする。
	⑥　「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）」をクリックする。

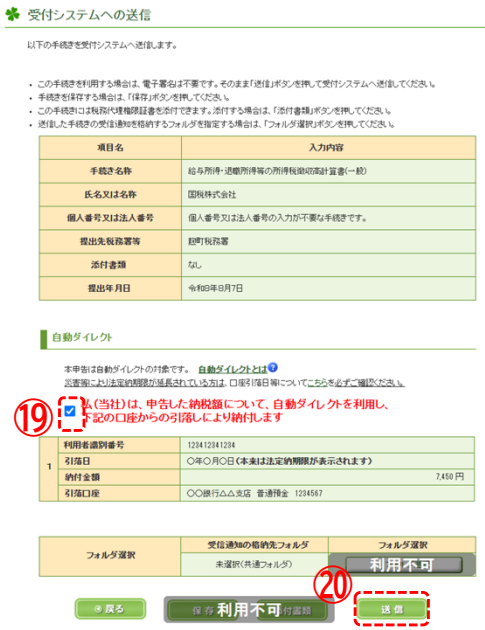
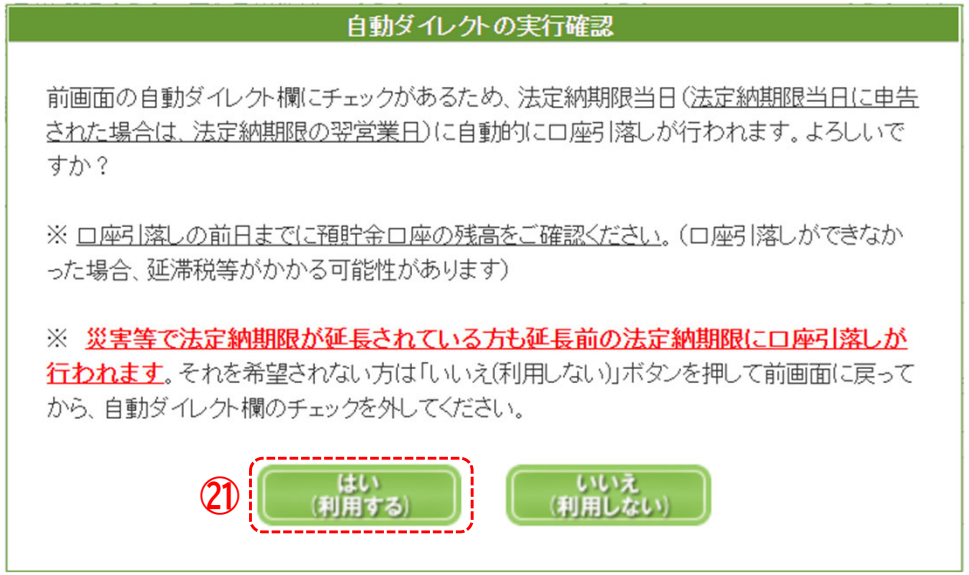
（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	⑦　都道府県で「東京都」を選択する。 ⑧　税務署名で「麹町」を選択する。 ⑨　「次へ」ボタンをクリックする。
	⑩　納期等の区分に令和８年７月を入力する。 ⑪　作成区分の「俸給・給料等」にチェックを入れる。 ⑫　「次へ」ボタンをクリックする。

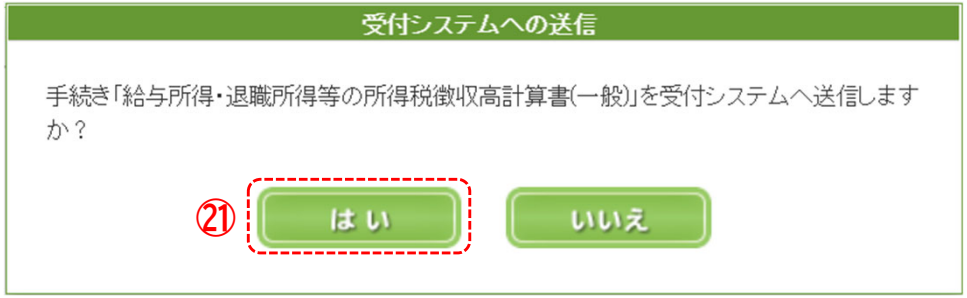
（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	⑬　「俸給・給料等」欄の日付に「15」を入力する。 ⑭　人員に「1」を入力する。 ⑮　支給額に「420000」を入力する。 ⑯　税額に「7450」を入力する。 ⑰　「次へ」ボタンをクリックする。
	⑱　徴収高計算書の作成イメージが表示されるため、内容を確認の上、「次へ」ボタンをクリックする。

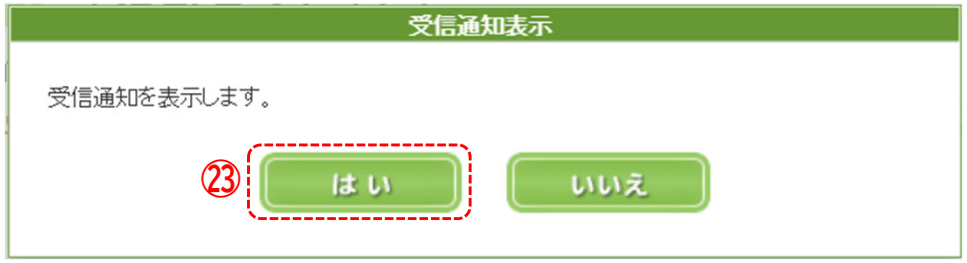
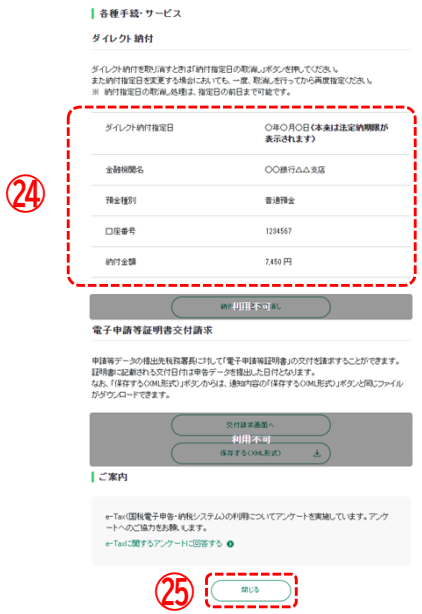
（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	⑲　「私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します」にチェックが入っていることを確認する。 ⑳　「送信」ボタンをクリックする。
	㉑　「はい（利用する）」ボタンをクリックする。

（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	㉒　「はい」ボタンをクリックする。
	㉓　ダイレクト納付の手続が完了しているか確認するため、「受信通知の確認」ボタンをクリックする。

（実践編２）キャッシュレス納付を体験してみよう！

操作画面	操作手順
	㉔　「はい」ボタンをクリックする。
	㉕　「各種手続・サービス」にダイレクト納付の情報が表示されているか確認する。 ㉖　「閉じる」ボタンをクリックして終了します。 ○　徴収高計算書の作成から納付までの手続きは以上となります。

ご清聴ありがとうございました。

本日セミナーにご出席の皆様も
国税の納付は「キャッシュレス納付」
を是非ご利用ください。
よろしくお願いいたします！

国税庁